

大分県地域医療構想調整会議設置要綱

資料 1

(設置)

第1条 大分県は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域医療構想の策定に関する協議
- (2) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- (5) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、次に掲げる者のうちから大分県知事が委嘱する者を委員として組織する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) その他の医療関係者
- (3) 医療保険者
- (4) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副議長は、議長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に關し、その職務を代理する。

(設置期間)

第6条 調整会議の設置期間は、この要綱の施行の日から地域医療構想の達成までとする。

(会議)

第7条 調整会議は議長が招集する。

- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は委員の代理を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 調整会議に、専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 調整会議の庶務は、福祉保健部医療政策課及び大分県が設置する各保健所において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 地域医療構想が策定されるまでの間、第1条に規定する「構想区域」を「二次医療圏」と読み替える。

大分県中部地域医療構想調整会議 委員名簿

平成27年8月6日～平成29年7月31日

No.	区分	所属名	役職名	氏 名	備 考
1	医療関係団体等	大分市医師会	会 長	杉 村 忠 彦	(大分市医師会立アルメイダ病院 院長)
2		大分東医師会	会 長	三 宅 勝	
3		大分都市医師会	会 長	釘 宮 誠 司	
4		臼杵市医師会	会 長	植 田 明 德	
5		津久見市医師会	会 長	深 江 俊 三	
6		大鶴歯科医師会	会 長	小 野 利 行	
7		大分県薬剤師会	中部プロック長	莊 司 一 茂	
8		大分県看護協会	大分地区理事	甲 斐 仁 美	
9	公立病院等	大分大学医学部附属病院	病 院 長	津 村 弘	
10		国立病院機構 大分医療センター	病 院 長	室 豊 吉	
11		日本赤十字社 大分赤十字病院	病 院 長	若 杉 健 三	
12		大分県立病院	病 院 長	井 上 敏 郎	
13		地域医療機能推進機構 湯布院病院	病 院 長	根 橋 良 雄	
14		臼杵市医師会立コスモス病院	病 院 長	下 田 勝 広	
15		津久見市医師会立津久見中央病院	病 院 長	桑 原 亮 彦	
16	民間病院等	医療法人 輝心会 大分循環器病院	理 事 長	秋 满 忠 郁	
17		医療法人 畏敬会 井野辺病院	理 事 長	井 野 辺 純 一	
18		医療法人 光心会 諏訪の杜病院	病 院 長	武 居 光 雄	
19		医療法人 大分記念病院	名 言 理 事 長	豊 田 貢 雄	
20		社会医療法人 関愛会 佐賀関病院	会 長	長 松 宜 哉	
21		医療法人 善慈会 大分丘の上病院	理 事 長	帆 秋 善 生	
22		医療法人 慈愛会 岩男病院	病 院 長	岩 男 裕 二 郎	
23		医療法人 東雲会 市ヶ谷整形外科	院 長	市 ケ 谷 学	
24	医療保険	全国健康保険協会大分支部	企画総務部長	高 柳 伸 一	
25		健康保険組合連合会大分連合会	事 務 局 長	得 能 正 造	
26	行政機関等	大分市保健所	所 長	嶋 津 宗 典	
27		臼杵市 保険健康課	課 長	吉 賀 正 彦	
28		津久見市 健康推進課	課 長	増 田 浩 太	
29		由布市 健康増進課	課 長	麻 生 清 美	
30		大分県中部保健所	所 長	内 田 勝 彦	